



被扶養者の資格確認調査を行いました

令和5年7月25日時点の特別認定(扶養手当受給者以外の方の認定)の被扶養者について、資格確認調査を行いました。今回の調査で、認定取消となった事例について紹介します。

被扶養者が他の健康保健に加入したことによる取消

健康保険証は1人につき1枚交付されるものです。
現在勤務している職場から「健康保険証」を被保険者(本人)として交付された方は、その「健康保険証」が優先されますので、当共済組合から交付の被扶養者証は取消となります。



注意!

被扶養者の取消は、被保険者(組合員)が、所属所を通して行うこととなっています。取消をしないと、健康保険の二重加入となりますので早めの手続きをお願いします。

雇用保険受給による取消

日額3,612円(障害年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者または60歳以上は日額5,000円)以上の雇用保険を受給する場合は、取消となります。

注意!

雇用保険受給開始による取消の事実発生日は、右図の場合、①の令和5年7月16日(手当支給期間対象日の初日)となります。

なお、雇用保険受給終了による認定の事実発生日は、②の翌日、令和5年10月14日(支給終了日の翌日)となります。処理月日と間違えないように、気をつけましょう。

表面 雇用保険受給資格者証

19. 基本手当日額	20. 所定給付日数
4,500	90

裏面

順数	処理月日	認定(支給)期間	日数	種類	支給金額	残日数	備考
1	0430	23-XXXXX-X		キョウエイ ハコ			
2		待機満了・待機満了日		050416 離職理由40			
3		給付制限期間	050	417-050715			
4	0725	23-XXXXX-X		キョウエイ ハコ			
5		050716-0724	9	基本手当	¥40,500	81	
6							
7							
8	1021	23-XXXXX-X		キョウエイ ハコ			
9		050919-1013	25	基本手当	¥112,500		
10		支給終了					

年金受給による取消

障害年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者または60歳以上は、「年金+その他の収入」の年間収入見込額が180万円以上となる見込みがたった時点で取消となります。また、その他の収入が不安定な場合は、年金と併せて月額15万円以上の収入が3カ月連続したときに取消となります。

注意!

公的年金の受給、または改定による取消日は、年金受給者が事実を知り得た日、つまり年金証書や年金額改定通知書等を受け取った日となります。年金送金日ではありませんので、ご注意ください。

特に、65歳を迎えた被扶養者は年金額の増加に気をつけましょう!



資格確認や取消申告書の添付書類については、金額や事実発生日確認のための大事な書類となります。特に「給与明細書」、「年金証書」、「年金決定通知書」、「最新の年金振込通知書」等は各手続きの添付書類となりますので、被扶養者の方へ廃棄しないようお伝えください。

よろしく
お願いします



取消は事実発生日までさかのぼりますが、認定については、その要件を備えた日から30日を超えて申告した場合、「所属所受理年月日」での認定となり、事実発生日までさかのぼることはできません!! 早めの手続きをお願いします。

医療費について

取消日以降に医療機関等で被扶養者証を使用した場合は、共済組合が負担した医療費を返還していただくこととなります。

長い期間をさかのぼっての取消になると、医療費の返還額が高額になることもありますので、認定要件を欠く事実が生じた場合は速やかに取消の手続きをお願いします。